

不利益処分の処分基準 個票

課等名 子育て政策課

No. 11

不利益処分の内容		小児医療費助成の受給資格喪失の通知
根拠法令及び条項		小田原市小児医療費助成条例施行規則第9条第4項及び第13条
処 分 基 準	関係条項	小田原市小児医療費助成条例（以下「条例」という。）第3条及び第4条第2項から第4項まで 小田原市小児医療費助成条例施行規則第4条から第6条まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	対象者が条例第3条第1項の規定に該当しないと認め、又は同条第2項の規定に該当すると認めたときは、当該対象者であった者に対し受給資格喪失の通知を行う。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式4裏面)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--